

エコ通勤環境配慮計画に関する事項

新規 変更

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	熊本市中央区本荘2丁目4-13		
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	肥後技研株式会社 代表取締役 永江 誠郷		
事業概要	建設業	総合工事業	
配慮計画期間	29年度～ 31年度		

事業所名	肥後技研株式会社			
所在地	熊本市中央区本荘2丁目4-13			
事業所周辺の公共交通機関の状況	・都市バス:春の本バス停 30m 徒歩1分 ・熊本バス:本荘町バス停 270m 徒歩3分 ・JR九州:南熊本駅 1100m 徒歩14分 ・熊本市電:九品寺交差点前 979m 徒歩12分			
マイカー通勤の状況	常時使用する従業員の数 A	6人	割合	
	通勤距離が5km未満の従業員の数 B	3人	$\frac{B}{A} \times 100$	50.0%
	通勤距離が5km未満の従業員のうちマイカー通勤する従業員の数 C	2人	$\frac{C}{B} \times 100$	66.7%
温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施しようとする措置の内容	事業所のエコ通勤の取組方針	具体的な取組の内容		
	<input type="checkbox"/> ノーマイカー通勤 <input checked="" type="checkbox"/> マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)	エコドライブ講習会の開催(平成28年度実績:年1回) エコ通勤推進員の配置(平成28年度に実施年1回)		
特記事項	温室効果ガス(CO2)算定 排出量削減目標:3カ年で56%			

- 備考 1 のある欄には、該当する内に「レ印」を記入してください。
- 2 「配慮計画期間」は、提出する日の属する年度以降3か年度としてください。
- 3 「事業所周辺の公共交通機関の状況」欄には、事業所の最寄りの駅及びバス停留所並びに当該駅及び停留所から事業所までの距離及び所要時間等を記入してください。
- 4 「マイカー通勤」とは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第1項に規定する「従業員の自家用自動車による通勤」をいいます。
- 5 「マイカー通勤の状況」は、4月1日現在の状況について記入してください。
- 6 「マイカー通勤する従業員」には、育児、介護等のためマイカー通勤が必要な者を含みません。
- 7 事業所のエコ通勤の取組方針を「ノーマイカー通勤」、「マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)」の双方又は一方から選択し、具体的な取組の内容を記入してください。
- 8 「特記事項」欄には、マイカー通勤者の総数や排出抑制のために実施しようとする措置に係る目標(数値目標等)等があれば、記入してください。